

◎総合評価落札方式における健康保険証の取扱いについて（お知らせ）

総合評価落札方式において、一部の評価項目における添付資料として、「健康保険証」の写しの提出を求めていましたが、令和7年12月1日をもって、「健康保険証」が使用できなくなることに伴い、下記のいずれかの書類の写しを、証明する内容に応じて提出いただくようお願いします。

【若手又は女性技術者の育成】

①年齢を証明する資料

- ・社会保険の標準報酬決定通知書
- ・監理技術者資格者証
- ・パスポート
- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード 等

②性別が確認できる資料（女性の配置を評価する場合）

- ・社会保険の標準報酬決定通知書
- ・健康保険資格確認書
- ・パスポート
- ・マイナンバーカード（R8新規発行から性別表記が削除となります）等

【技術者の保有する資格】

③雇用関係を確認できる資料

- ・社会保険の標準報酬決定通知書
- ・社会保険の資格取得確認通知書
- ・住民税特別徴収税額通知書
- ・所属企業の雇用証明書
- ・監理技術者資格者証 等

※住所や被保険者記号、番号等証明に不要な情報はマスキングしてください。

【担当】

青森県 県土整備部

整備企画課 技術管理G

TEL:017-734-9645（内線6681）